

事務連絡
令和6年6月10日

各都道府県建設業協会
事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
労働部

個人事業者等の健康管理に関するガイドラインについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決（令和3年5月17日）において、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第22条の規定は、その保護対象が労働者と同じ場所で働く労働者以外の者にも及ぶと判示されたことを受けて、安衛法第22条に基づいて定めている「有害性」に係る関係省令の規定について、改正を行ったところ（令和5年4月1日施行）。

今般、令和4年5月から令和5年10月まで開催された「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」での報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、5月28日付けで別添のとおり都道府県労働局へ施行通知を発出した旨、情報提供及び周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業に対し、別添施行通知及びリーフレットにつきまして周知をお願いいたします。

なお、ガイドライン及びガイドラインに関するQA等は、以下の厚生労働省ホームページより確認が可能です。

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/anzeneisei03_00004.html

（担当：労働部 古田・菅原）